

# 「高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価・監視」の勧告に対する改善措置状況

勧告先：内閣府、総務省(消防庁)、厚生労働省、経済産業省

勧告日：平成25年4月9日 回答日：平成25年11月18日～12月12日

## 主な勧告（調査結果）

## 主な改善措置状況

### 1. 日常における高齢者の社会的孤立の防止対策の効率的・効果的な実施

#### ○社会的孤立の防止に関する国庫補助事業の効果的な実施

市区町村等が行う国庫補助事業で、実績が低調な例あり  
(利用ニーズの把握が不十分など)

- ① 見守り訪問等事業の利用者が3年間で3人のみ(厚労省)
- ② 買物代行業の売上額が目標の1%で補助金で整備した設備(宅配用車両)が無駄になるおそれ(経産省)



① 平成25年度実施要綱、補助金の交付方針に係るQ&Aに、市区町村において、的確なニーズ把握に基づき事業を実施するよう明記し(平25.5)、指導(厚労省)

② 実績低調な事業者から改善策の提出を求め(平25.6)、必要な助言・指導を実施するとともに、改善実績の報告を要請(経産省)

#### ○社会的に孤立している高齢者等の実態把握の推進

市区町村において、社会的に孤立している高齢者の実態把握が進まず(必要な情報の種類・内容が分からないなど)



○ 孤立死の実態把握についての調査研究結果等から、孤立(死)の実態把握のための手法(必要な情報の内容)等を取りまとめ、年内に都道府県及び市区町村に情報提供予定(厚労省)

○ また、全国1,742市区町村の実態把握の有無、今後の実施予定等について取りまとめ、年内に情報提供するとともに、来年度以降も継続実施する予定(同)



### 2. 災害時における高齢者の避難支援対策の充実強化

#### ○高齢者等の災害時要援護者名簿の作成、提供の促進

市区町村において、災害時要援護者名簿の作成、避難支援者への提供が進まず(個人情報の利用・提供に対する住民感情への懸念など)



○ 災害対策基本法を改正し(平25.6)、  
・ 市町村における名簿の作成義務  
・ 名簿作成時における保有個人情報の内部利用  
・ 作成した名簿の内部利用及び民生委員等の避難支援等関係者への提供  
に係る事項などを規定(内閣府、総務省(消防庁))



高齢者が住み慣れた地域での生活を安心して続けること

# 高齢者の社会的孤立の防止対策等に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告 に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

## 【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成24年1月～25年4月
- 2 調査対象機関 内閣府、国家公安委員会(警察庁)、消費者庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、地方公共団体、関係団体等

【勧告日及び勧告先】 平成25年4月9日 内閣府、総務省（消防庁）、厚生労働省、経済産業省

【回答年月日】  
内閣府 平成25年11月18日 総務省（消防庁） 平成25年11月26日  
厚生労働省 平成25年12月12日 経済産業省 平成25年12月11日

## 【調査の背景事情】

- 平成23年現在、65歳以上の高齢者のいる世帯は、1,942万世帯(全世帯の42%)  
うち、高齢者単身世帯・高齢夫婦世帯は930万世帯で、増加傾向(平成13年の1.4倍)、今後も増え続けるとの推計
- 平成22年版高齢社会白書(内閣府)では、高齢者単身世帯等について、家族・地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態である、いわゆる「社会的孤立」のリスクが高く、加えて、生活困窮者や健康状態に問題がある者は、そのリスクが高まると指摘
- 多くの高齢者は健康状態、経済状態ともに問題はなく、生きがいを感じて日常生活を送っているが、一方では、生活困窮者や健康状態に問題がある者がみられ、その中には、家族・地域社会との接触が少なく、介護保険や生活保護などの必要な行政サービスを受けていないなど、社会的に孤立している状態にある高齢者あり
- 社会的孤立は、孤立死等の様々な社会問題の原因となっているおそれがあり、新たな「高齢社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)において、高齢者等の孤立化を防止する取組を推進していく旨を明記
- さらに、大規模災害による犠牲者には高齢者が多く、東日本大震災においても、高齢者が7割以上となっており、災害発生時の要援護者支援の充実・強化が急務
- この行政評価・監視は、今後も増加が見込まれる高齢者が、住み慣れた地域で継続して安心した生活を営むことができるようにするという観点から、日常における高齢者の社会的孤立の防止対策の実施状況、災害時における高齢者の避難支援の取組状況等を調査

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p><b>1 日常における高齢者の社会的孤立の防止対策の効率的・効果的な実施</b>  <b>(1) 社会的孤立の防止に関する国庫補助事業等の効果的な実施</b>  <b>(勧告要旨)</b></p> <p>厚生労働省及び経済産業省は、高齢者の社会的孤立の防止対策を効率的かつ効果的に実施するため、以下の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 厚生労働省は、社会的孤立の防止対策に係る補助事業を効率的かつ効果的に実施するため、今後、事業を実施するに当たり、事業実施主体において、事業対象者のニーズ把握が的確に行われ、これに基づき事業が適切に行われるよう、補助事業の実施要領等にその旨を明記すること。(安心生活創造事業)</p> <p>また、経済産業省は、国庫補助終了後も事業が継続的に実施され、補助金で整備された設備が有効に利用されるよう、事業実施主体に必要な助言・指導を行うとともに、事業対象者のニーズ把握により、有効利用が図られないと判断された場合、事業の中止・中断について事業実施主体に必要な助言・指導を行うこと。(地域商業活性化補助事業)</p> <p><b>(説明)</b>  <b>《制度の概要》</b></p> <p>○ 国は、市区町村等が実施する見守り、買物支援などの取組を促進するため各種補助事業を実施</p> <p>〈主な補助事業〉</p> <p>① 安心生活創造事業（厚生労働省）  市区町村が行う、高齢者の見守りや買物支援等のニーズ把握、その実施体制の整備及び自主財源の確保のためのモデル事業に補助</p> <p>② 地域商業活性化補助事業（経済産業省）  買物弱者等の利便向上を目的に、民間事業者等が行う宅配等の買物代行事業に補助</p> <p><b>《調査結果》</b></p> <p>○ 需要見込みが不十分で、事業実績が低調となっている例あり</p> <p>i) 安心生活創造事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>見守り訪問等のサービス利用者が3年間で3人又は8人と極端に低調</li> </ul>	<p>→ : 「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→ 本事業については、実施主体において、事業対象者のニーズ把握が的確に行われ、これに基づき事業が適切に行われるよう、</p> <p>① 「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知。最終改正平成25年5月15日)</p> <p>② 「安心生活基盤構築事業等に関するQ&amp;A」(平成25年5月15日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡)</p> <p>に、的確なニーズ把握を実施すること、把握したニーズに基づき効率的・効果的に事業を実施することを明記し、指導</p> <p>(経済産業省)</p> <p>→ 本事業において、補助金の交付を受けた45事業者のうち、現在も事業を継続している事業者であって、平成24年度売上額等の目標達成率が低調な12事業者を対象に、事業実績向上に向けて採るべき改善策を平成25年8月30日までに、それに基づいた実績報告を26年4月30日までに報告するよう要請</p> <p>現在、提出のあった改善策の内容を精査し、必要な助言・指導を行っているところであり、実績報告の結果を踏まえて、改めて設備の有効利用等について必要な助言・指導を行う予定</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者が少ないため、利用者1人当たり年間事業費が割高</li> </ul> <p>⇒ 計4/9市区町村</p> <p>[原因] 差し迫ったニーズがない、ニーズ把握のために実施しているアンケート調査結果の活用が不十分</p> <p>ii) 地域商業活性化補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 買物代行サービスの売上げが、目標の1%</li> </ul> <p>事業者の売上目標：1,100万円/年 → 実績：約10万円/年</p> <p>[原因] 既存の商店が補助金なしで同様のサービスを実施</p> <p>※補助金で整備した宅配用車両などの設備が無駄になるおそれあり</p> <p><b>(勧告要旨)</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 厚生労働省は、補助事業の実施に当たり、事業実施主体において、適切な目標設定が行われ、それに基づいた適正な効果測定・評価が行われるよう、同種の独自事業を実施する市区町村等の事例を参考とするなどにより、事業実施主体に対し、適切な目標の設定方法を示すとともに、目標の設定及び目標に基づいた効果測定が行われるよう指導すること。</p> <p>また、併せて、収集した市区町村等が行う独自事業の実例について、補助事業の実施の有無にかかわらず、他の市区町村等の参考となるよう、積極的な情報提供を行うこと。</p> <p>(安心生活創造事業、日常生活自立支援事業)</p> </div> <p><b>(説明)</b></p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 各国庫補助事業の実施要綱・実施要領等では、事業実績や効果の検証等を行うことを要請</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 事業目標が設定されておらず、効果測定ができない例あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業目標未設定のもの → 2事業43機関/5事業75機関</li> </ul> <p>⇒ 事業効果の測定・評価が不可能</p> <p>[原因] 目標設定方法が分からない、国から目標設定を求められていない</p> <p>※ 一方で、補助事業と類似の市町村独自の事業の中には、目標値(見守り対象年間約3,000人等)を設定して目標に相当する実績を上げている例あり</p>	<p><b>(厚生労働省)</b></p> <p>→ 勧告の趣旨を踏まえ、本事業については、実施主体において、適切な目標設定を行うこと、それに基づいた適正な効果測定・評価を行うことを前記「Q&amp;A」に明記し、指導</p> <p>また、高齢者に限らず社会的に孤立している者を支援する事業について、今後、見直し、再構築を行うこととしており、自治体における同種の独自事業で目標設定及び効果測定を実施している事例の収集、情報提供については、事業の見直し等の状況や勧告の趣旨を踏まえつつ、適切に対応していく予定</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>(2) 社会的に孤立している高齢者等の実態把握の推進 (勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、国庫補助事業などによる高齢者の社会的孤立の防止対策を効果的に行う観点から、必要なニーズ把握を適切に行うため、以下の措置を講ずることにより、市区町村における社会的に孤立している高齢者等の実態把握を推進する必要がある。</p> <p>① 市区町村等が行う孤立死事例の把握・検証結果や、それらの事例の分析に基づき実態把握に必要な情報の種類や保有先などの情報を集約し、全国に情報提供すること。</p> <p>② 把握が困難な者や行政からの接触を拒否する者等に係る状況把握を効果的に実施している事例を収集し、市区町村に提供すること。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 厚生労働省は、社会的に孤立している高齢者等を把握するため、市区町村等に、福祉部局において、生活困窮者に係る情報や健康状態に係る情報等を収集・突合して一元的に把握することを要請</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 実態把握のための情報の一元化が不十分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 福祉部局が介護部局から情報を収集 → 23/48 市区町村 (47.9%)</li> <li>・ 市区町村が関係機関(注)から情報を収集 → 2割～5割程度</li> </ul> <p>(注) 社会福祉協議会、警察等</p> <p>[原因] 必要な情報の種類や保有先が分からない</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>③ 市区町村・福祉事務所と関係機関等との連携を推進するため、電力会社及びガス会社等との連携に係る先進的な事例を地方公共団体等へ周知するとともに、連携に当たってのアプローチの手法など(協定の締結や具体の通報方法等)を示すこと。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 厚生労働省は、市区町村等に、福祉部局・福祉事務所と電気・ガス・水道事</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>→① 平成 24 年度の「孤立死」の実態把握のあり方に関する調査研究事業(孤立死の実態把握のための適切な枠組みや手法等を検討)の結果について、各都道府県及び各市区町村に情報を提供する予定(平成 25 年 12 月中)</p> <p>また、「孤立死の防止対策等の取り組み事例の照会について(依頼)」(平成 25 年 3 月 21 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡)で収集した、各都道府県及び各市区町村の孤立死防止対策の取組状況に関する情報を取りまとめ、各都道府県及び各市区町村に情報提供する予定(平成 25 年 12 月中)</p> <p>② 平成 22 年度の「地域主体による中高年ひきこもり支援の効果検証及びベストプラクティス発掘に基づく手法の開発・共有化事業(困難事例等への対応に関する調査研究)」(地域が抱える要支援中高年者を取り巻く問題と支援の内容、効果、課題等を聴取し、地域を主体とした支援の方向性を検討)の結果について、勧告の趣旨を踏まえ、各都道府県及び各市区町村に情報を提供する予定(平成 25 年 12 月中)</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→ 「孤立死の防止対策等の取り組み事例の照会について(依頼)」(平成 25 年 3 月 21 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡)を発出し、各都道府県及び各市区町村の孤立死防止対策の取組状況について、情報を収集</p> <p>このうち、電力会社及びガス会社等との連携に関するものを含めた先進的な事例について、別途ヒアリングを実施し、事例の評価や実施上の留意点等を添えて、事務連絡及び厚生労働省ホームページへの掲載により、全国に周知する予定(平成 25 年 12 月中)</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>業者（ライフライン関係機関）との連携を強化（困窮者情報（料金滞納情報）の提供等）することを要請</p> <p>＜調査結果＞</p> <p>○ 福祉部局・福祉事務所とライフライン関係機関との連携は低調</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道事業者と連携 → 10/40 福祉事務所（25.0%）</li> <li>・ 電力・ガス事業者と連携 → 1/40 福祉事務所（2.5%）</li> </ul> <p>[原因] 具体の連携方法（通報が必要な場合の判断基準や通報方法等）が分からない</p> <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 市区町村が保有する高齢者の個人情報について、民生委員及び地域包括支援センターとの共有及び見守り活動の効果的な実施を推進するため、市区町村及び関係機関等に対し、国の解釈に基づく個人情報保護の取扱いを徹底し、必要な情報の提供が行われるよう助言すること。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>＜制度の概要＞</p> <p>○ 厚生労働省は、市区町村等に、見守り活動等に資するため、一元的に把握した高齢者情報を民生委員や地域包括支援センター（注）に積極的に提供することを要請</p> <p>（注）市区町村等が設置する孤立のおそれのある高齢者を把握し、適切な支援へつなぐ機関</p> <p>＜調査結果＞</p> <p>○ 高齢者の見守り活動等のための情報提供が不十分</p> <p>＜情報を民生委員等に未提供＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員に未提供 → 5/48 市区町村（10.4%）</li> <li>・ 地域包括支援センターに未提供 → 6/33 市区町村（18.2%）（注）</li> </ul> <p>（注）同センターの業務を外部委託している33市区町村を調査</p> <p>＜情報提供していても、民生委員が特に必要とする情報までは未提供＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護度、障害程度区分等を未提供 → 22/43 市区町村（51.2%）</li> <li>・ 生活保護受給状況等を未提供 → 10/43 市区町村（23.3%）</li> </ul> <p>[原因] 個人情報を外部に提供することへの懸念が一つのネック</p> <p>国は、個人情報条例の適切な解釈・運用による必要な情報共有を要請</p>	<p>（厚生労働省）</p> <p>→ 高齢者の見守り活動等に必要となる個人情報の取扱いについては、「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成24年5月11日付け社援地発0511第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）及び「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成24年7月17日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）を、平成25年3月に行われた全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議、社会援護局主管課長会議等において、改めて周知徹底</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>⑤ 市区町村等における地域福祉計画等の策定状況を把握し、社会的に孤立するリスクの高い高齢者等を含む要援護者の把握や情報の共有の方法等を定めた地域福祉計画等を策定していない場合や内容が不十分な場合は、早期の策定等が促進されるよう情報提供等の支援を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 厚生労働省は、市区町村等に、市区町村の地域福祉計画について、高齢者の孤立を防止する内容とすること、高齢者等の要援護者に係る情報の把握・共有、支援の方法等を盛り込むことを要請</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 地域福祉計画が未策定等の市区町村あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画未策定（策定中を含む。） → 11/48 市区町村（22.9%）</li> <li>・ 計画を策定していても、厚生労働省が示す事項（要援護者情報の把握・共有方法等）が全て盛り込まれ、十分な内容となっているものは1 市区町村（2.7%）のみ</li> </ul> <p>(勧告要旨)</p> <p>⑥ また、市区町村における社会的に孤立している高齢者等の実態把握の進捗状況等を定期的に把握し、その結果を公表すること。</p> <p>(3) 仮設住宅に入居している高齢者への的確な支援</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>厚生労働省は、仮設住宅に入居し、生活上の不安や問題を抱え、孤立化の防止を求めている高齢者に十分に配慮した支援を推進するため、サポート拠点ごとに必要な被災者支援が的確に行われるよう、道県と市町村が連携しつつ、より一層、きめ細かな対応をとるよう指導する必要がある。</p>	<p>(厚生労働省)</p> <p>→ 「市区町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況等調査について」（平成25年3月21日付け社援地発0321第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を発出し、各都道府県及び各市区町村における計画の策定状況を調査し、取りまとめ結果を各都道府県及び各市区町村に情報提供する予定（平成25年12月中）</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→ 勧告の趣旨を踏まえ、前記の「「孤立死」の実態把握のあり方に関する調査研究事業」において把握した、全国1,742市区町村の社会的に孤立し得る高齢者等の実態把握の有無、対象者の属性、今後の実態把握の実施予定などについて、取りまとめの上、各都道府県及び各市区町村に情報提供する予定（平成25年12月中）</p> <p>また、来年度以降も、同様の取組を継続実施する予定</p> <p>(厚生労働省)</p> <p>→ 被災自治体に対して、サポート拠点による被災者支援の状況把握、把握した事例の周知等により、サポート拠点ごとに必要な被災者支援が行われるよう、通知する予定（平成25年度内）</p>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <p>○ 厚生労働省は、東日本大震災による被災者の生活支援や復興支援を目的に被災道県に介護基盤緊急整備等臨時特例基金を積み増し  資金の交付を受けた市町村は、仮設住宅で生活する高齢者の安心した生活を支援するためのサポート拠点を設置し、仮設住宅の高齢者等が孤立することを防止するための巡回訪問、総合相談支援等を実施</p> <p>≪調査結果≫</p> <p>○ 仮設住宅への巡回・訪問の実施率及び仮設住宅の居住者を対象とした総合相談の処理実績が低調なものあり  調査対象6サポート拠点（宮城県内3市町村）のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象世帯数に対する1日当たりの訪問の実施率（平成23年度実績）が1%未満のものが2サポート拠点</li> <li>・ 平成23年度の相談事案の処理件数が、0件（相談の記録がない）のものが2サポート拠点</li> </ul> <p>○ 仮設住宅に入居する高齢者の中には、孤立化を防止するための対応を求める意見あり  仮設住宅居住者85人（3市町村の9仮設住宅から高齢者単身世帯及び高齢夫婦世帯の高齢者を抽出）の社会的孤立に係る意識を調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常生活における家族や近隣住民等との交流頻度が低調な者あり</li> <li>・ 孤立化の防止を求める意見あり（緊急通報システムの設置、サポート拠点などによるこまめな声掛けなど）</li> </ul> <p><b>2 災害時における高齢者等の避難支援対策の充実強化</b>  <b>(勧告要旨)</b></p> <p>内閣府、総務省（消防庁）及び厚生労働省は、災害時に真に避難支援が必要となる高齢者等の避難支援の実効性を高める観点から、災害時要援護者名簿の作成などについて災害対策法制に位置付け、要援護者に係る個人情報等の目的外利用や第三者提供について個人情報保護法制との関係を整理するとともに、「災害時要援護者の避難支援に関する検討会」からの提言を受けて見直すこととしている「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」と併せて周知を図ること</p>	<p>(内閣府、総務省（消防庁）)</p> <p>→ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）を改正（災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号））し、以下を規定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害発生時の避難に特に支援を要する者の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を市町村に義務付け</li> <li>② 市町村は、名簿の作成に必要な限度で、保有する個人情報を内部で利用できること</li> </ol>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>となどにより、市区町村における次のような取組を進め、要援護者の避難支援対策の充実強化を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の避難支援の取組方針について、i) 全体計画の策定に当たっては、地域の実情に応じた要援護者支援の必要性や対象者の考え方等が盛り込まれたものとなるようにすること、ii) 具体的な支援方法の策定に当たっては、地域の実情を踏まえ、支援者が実際にどのように避難支援を行うのかを明らかにするなど、支援者の確保を推進すること。</li> <li>○ 地域組織や民生委員、福祉関係者等とも協力して、災害発生時の安否確認に係る体制を速やかに構築すること。</li> </ul> <p>(説明)</p> <p>≪制度の概要≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国(内閣府、総務省(消防庁)、厚生労働省)は、高齢者等の災害時要援護者の避難支援を的確に行うため、市区町村に対し、避難支援ガイドラインを参考に、取組方針等(全体計画、災害時要援護者名簿、個別計画)を策定することを要請</li> <li>○ 災害時に避難支援や安否確認に活用するため、必要な要援護者の情報を収集し、これを要援護者名簿に登録</li> <li>○ 同ガイドラインでは、要援護者名簿の作成に当たり、関係機関共有方式(本人の同意を得ずに、行政機関等が連携して個人情報収集・共有)の採用を推奨(個人情報保護条例に規定することや、個人情報保護審査会の答申を得ることが必要)</li> <li>○ また、避難支援を迅速・的確に行うため、事前に要援護者名簿等を必要な者(民生委員、避難支援者(注)等)に提供 (注) 災害時に、要援護者の避難を支援する者</li> </ul> <p>≪調査結果≫</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 取組方針等を策定していないものあり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体計画、災害時要援護者名簿及び個別計画全てを策定しているものは、5/49 市区町村 (10.2%)</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;未策定(策定中を含む。)のもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体計画 → 15/49 市区町村 (30.6%)</li> <li>・ 災害時要援護者名簿 → 16/49 市区町村 (32.7%)</li> <li>・ 個別計画 → 39/49 市区町村 (79.6%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 市町村は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報を内部で利用できること</li> <li>④ 名簿情報で識別される特定個人の同意を得られた場合、災害の発生に備え、民生委員等の避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする</li> <li>⑤ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、生命又は身体を災害から保護するため、避難支援等関係者等に対し、名簿情報を提供できること</li> </ul> <p>また、改正法、災害時要援護者の避難支援に関する検討会の提言等を踏まえ、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を全面的に改定し、避難行動要支援者名簿の作成・活用に係る具体的な手順等(注)を盛り込んだ「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」として取りまとめ、都道府県に通知(平成25年8月19日付け府政防第781号・消防災第318号内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者行政担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長通知)するとともに、都道府県の防災担当者や福祉担当者に対する説明会を開催(平成25年9月11日)</p> <p>さらに、全国自治体の防災担当者や福祉担当者に災害対策基本法の改正内容やそれを踏まえた取組指針の内容、先進的な取組事例等について周知・徹底を図るため、全国9ブロック単位での説明会を開催(平成25年10月~11月)</p> <p>(注) 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の勧告関連事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ i) 避難支援等関係者となる者、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲、名簿作成に必要な個人情報、その入手方法等の重要事項については防災計画に定めるとともに、下位計画として全体計画を定めること。</li> <li>ii) 市町村又はコーディネーター(民生委員等)が中心となって、避難行動要支援者と避難支援等関係者のマッチングを行い、具体的な避難方法等についての個別計画を策定すること。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安否確認の際には、避難行動要支援者名簿を有効に活用するとともに、安否確認を外部に委託する場合には、福祉事業者、障害者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協定を結んでおくこと。</li> </ul>

勧告事項	各府省が講じた改善措置状況
<p>○ 名簿作成のための関係機関共有方式の採用が進まず</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関共有方式を採用 → 16/44 市区町村 (36.4%)</li> <li>・ 不採用 → 28/44 市区町村 (63.6%)</li> </ul> <p>※ 関係機関共有方式を採用しない市区町村においては、名簿の登録率が低調</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関共有方式を採用している市区町村 → 平均 81.4%</li> <li>・ 採用していない市区町村 → 平均 31.9%</li> </ul> <p>[理由] 必要な個人情報の目的外利用について、条例での措置、適切な解釈・運用、審査会への諮問答申の活用が浸透していない</p> <p>○ 作成した名簿の提供が不十分</p> <p>&lt;名簿未提供のもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民生委員 → 7/43 市区町村 (16.3%)</li> <li>・ 避難支援者 → 34/43 市区町村 (79.1%)</li> </ul> <p>[原因] 個人情報を外部に提供することに対する住民苦情などの懸念等</p> <p>※ 要援護者の情報を収集・共有するための措置として、保有個人情報の目的外利用及び第三者提供ができる旨を明記した、個人情報保護法の例外規定又は個別法の策定などを国に求める市区町村あり</p> <p>○ 要援護者の支援体制の充実のための取組が進まず</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難支援訓練を未実施 → 28/49 市区町村 (57.1%)</li> <li>・ 安否確認体制を未整備 → 15/49 市区町村 (30.6%)</li> </ul>	<p>(厚生労働省)</p> <p>→ 平成 25 年 10 月から、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）の一部が施行されたことに伴い、災害救助法等の所管は、厚生労働省から内閣府に移管</p>